

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年12月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800100 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800061 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 15 年 1 月から同年 6 月までは 11 万 8,000 円から 20 万円、平成 15 年 7 月から平成 17 年 6 月までについては、11 万 8,000 円から 32 万円とする。

平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 7 月 1 日の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日まで

A 社で勤務していた期間について、年金記録における標準報酬月額が同社から支給されていた給与額よりも低く記録されているので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 7 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、A 社における請求者の標準報酬月額は、当初、平成 15 年 7 月 1 日の随時改定は 32 万円、平成 16 年 9 月 1 日の定時決定は 32 万円と記録されていたところ、平成 17 年 3 月 10 日付けで当該随時改定及び定時決定を取り消し、平成 15 年 1 月 1 日に遡って 11 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同日の平成 17 年 3 月 10 日付けで遡及して標準報酬月額を減額訂正されている被保険者が 39 人確認できるところ、当該被保険者から提出された給与明細書により、減額訂正される前の標準報酬月額に見合う、または超える給与が支払われていることが確認できる。

さらに、A 社の事業主は、請求期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、

滞納額を少なくするための届出を行った旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 17 年 3 月 10 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、請求者について平成 15 年 1 月 1 日に遡って標準報酬月額減額を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成 15 年 1 月から平成 17 年 6 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録（平成 15 年 1 月から同年 6 月までは 20 万円、平成 15 年 7 月から平成 17 年 6 月までは 32 万円）に訂正することが必要である。

請求期間のうち、平成 13 年 11 月 1 日から平成 15 年 1 月 1 日までの期間及び平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、遡及して減額訂正された記録ではないことが確認できる上、上述の遡及訂正処理が行われた平成 17 年 3 月 10 日以降の最初の随時改定である平成 17 年 7 月 1 日に記録されている標準報酬月額 14 万 2,000 円については、当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは認められない。

また、雇用保険記録で確認できる請求者の離職時賃金日額（平成 18 年 3 月 31 日離職）から、離職前 6 か月間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与額が A 社より支払われていたことが推認できるものの、同社の複数の同僚から提出された請求期間における給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる上、同社の事業主は、賃金台帳等の資料を保存していない旨陳述しており、請求者も給与明細書等を保存していないことから、厚生年金保険料控除額については、確認ができない。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成 13 年 11 月 1 日から平成 15 年 1 月 1 日までの期間及び平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間のうち、平成 13 年 11 月 1 日から平成 15 年 1 月 1 日までの期間及び平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800091号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800060号

第1 結論

平成20年4月から同年5月までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成23年1月について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年1月生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年4月から同年5月まで
② 平成23年1月

平成20年4月から同年5月までの1か月間にA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務した期間を年金額に反映するように記録してほしい。

また、平成23年1月よりB社C支店に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は平成23年2月1日資格取得となっており、平成23年1月は被保険者記録がない。平成23年1月を年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の事業主は、請求者が勤務していない勤務期間外と回答しているところ、事業主より提出された平成20年給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、平成20年6月及び同年7月のタイムカード並びに同事業所が業務を委託する税理士事務所より提出された平成20年分賃金台帳(以下併せて「賃金台帳等」という。)によれば、請求者は、請求期間①において勤務していたことは確認できず、請求期間①の後の平成20年6月から同年7月までのうちの一部期間に勤務していたことが確認できる。

また、請求者は請求期間①に係る勤務及び給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していないとしているところ、賃金台帳等によれば、請求期間①に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除がないことが確認できる。

さらに、A社に係る請求者の雇用保険記録は確認できない上、複数の同僚に対して、請求期間①における請求者の勤務について照会したものの回答は得られない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、賃金台帳等により請求者の勤務が確認できる平成20年6月から同年7月までのうちの一部期間について、A社の事業主は、請求者の勤務形態を非常勤の職員である旨回答しているところ、賃金台帳等によると、請求者が勤務した期間に係る給与（平成20年6月30日支払及び同年7月31日支払）から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

請求期間②について、C支店の事業主より提出されたアルバイト契約書、履歴書（職員管理票）及び事業主の回答によると、請求者は、同事業所にアルバイトとして、請求期間②のうち平成23年1月11日から同年1月31日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、C支店の厚生年金保険に係る届出を行うB社から提出された厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載されている請求者の資格取得年月日は平成23年2月1日となっており、オンライン記録と一致する。

また、C支店の事業主は、給与から厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料等を保管していないものの、アルバイト契約書、労働契約書及び人事記録（人事情報及び社会保険情報）を提出し、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答しているところ、平成23年2月1日から同年3月31日までの契約期間となっている労働契約書には、給与から厚生年金保険料を控除することが記載されているものの、平成23年1月11日から同年1月31日までの契約期間となっているアルバイト契約書には給与から厚生年金保険料を控除することの記載がなく、人事記録（人事情報及び社会保険情報）には、常勤臨時採用の職員としての採用年月日及び厚生年金保険被保険者資格取得年月日が平成23年2月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していないとしている。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800116号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800062号

第1 結論

平成6年7月26日から同年8月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月26日から同年8月1日まで

私は、A社に平成6年7月末日まで在籍していたと思っていたが、年金記録を確認したところ、同年7月分が空白期間となっていたので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は平成6年7月25日であることが確認でき、オンライン記録の資格喪失年月日と符合する。

また、A社における請求期間当時の事業主は既に死亡しており、同社及び当時の社会保険事務担当者は、当該期間に係る資料等を保管しておらず、当時のことは不明である旨回答及び陳述している上、請求者は、当該期間に係る給料明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に、請求者を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態について具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。